

菰野町

職員募集

令和8年
4月採用



職種	一般事務職員 (障がい者対象を含む)	保健師	消防職員
募集人数	若干名	若干名	若干名
受験資格	- 高校卒業程度の学力を有する方 - 平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方 【障がい者対象の方は下記の基準も必要です】 - 各種手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方、もしくはそれと同等と認められる診断書等の交付を受けている方 ※同等と認められる診断書等の詳細は、町ホームページでご確認ください。 - 活字印刷文による採用試験の出題に対応できる方	- 保健師免許を有する方、または令和8年3月末までに取得見込みの方 - 昭和61年4月2日以降に生まれた方	- 高校卒業程度の学力を有する方 - 平成11年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方

先輩職員の声 ▼ 一般事務職員



ミスのないよう丁寧に

税金を計算する仕事に携わっており、入力誤りなどがないように細心の注意を払って業務に取り組んでいます。町民の方と接する機会も多いので、わかりやすく丁寧な説明を心掛けています。

入庁
3年目 税務課
長谷川主任主事

先輩職員の声 ▼ 保健師



相談に親身になって寄り添う

仕事をするときは、人との関わりを大切にしています。健康相談などで「話を聞いてもらえてよかった」と言ってもらえることが保健師になってよかったと感じる瞬間です。

入庁
4年目 健康福祉課
浅野主査

先輩職員の声 ▼ 消防職員



やりがいを感じる仕事

救急搬送後などに「ありがとう」と感謝の言葉をもらえる時に大きなやりがいを感じます。これからも地域の皆さんと協力しながら、町を守っていききたいと思います。

入庁
3年目 消防署
河端主事

▼ 試験申込

パソコン、スマートフォンで右のQRコードを読み取り、申し込みフォームへ接続し、必要事項を入力の上、送信してください。

受験票の発行および送付はありません。受験番号は試験日当日の受付時にお伝えします。



▲ 菰野町職員募集
申し込みフォーム

▼ 試験日程

一次試験	日時	令和7年9月21日(日) 10:30～
	場所	菰野町役場本庁
二次試験	試験内容	職務基礎力試験(全職種) 事務適性検査(一般事務職員、保健師) 専門試験(保健師)
	日時・場所	一次試験合格通知の際に指定
二次試験	試験内容	小論文、総合適性検査、面接
	(予定)	体力検査(消防職員)

▼ 受付期間

7月1日(火) ▶ 7月21日(月)
8:30～ ～23:59

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

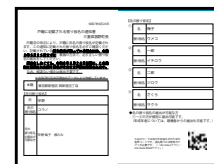
令和7年5月26日に、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」)が施行されました。これまでは戸籍に氏名のフリガナは記載されていませんでしたが、今回の改正法の施行により、氏名のフリガナが記載され公証されることとなります。



△ 詳細はこちら



本籍地の市区町村から届く
通知はがきを確認



6月末から
順次発送

通知のフリガナが正しい場合

届け出は **不要** です

令和8年5月26日以降、通知されたフリガナが戸籍に記載されます。

通知のフリガナが間違っている場合

届け出が **必要** です

正しいフリガナを届け出てください。

INFORMATION

氏名のフリガナは「氏名として用いられる文字の読み方として一般的に認められているものでなければならぬ」との規律が設けられました。漢字の意味や読み方との関連性が全く認めることができない読み方や、漢字の持つ意味と反対の意味の読み方などは認められないものと考えられます。

✕ 太郎(ジョージ)、太郎(ジロウ)
健(ケンイチロウ)、高(ヒクシ) など

⚠ 詐欺にご注意ください ⚠

フリガナの届け出に手数料はかかりません

届け出をしなくても罰則はありません

届け出方法

- ① マイナポータルから届け出
- ② 市町村窓口で届け出(郵送可。本籍地ではなく住所地の窓口でも届け出できます。)



▲ マイナポータル

届出人

- ▶ 「氏」の場合
戸籍の筆頭者(筆頭者が除籍されている場合は配偶者、その配偶者も除籍されている場合は他の在籍者)
- ▶ 「名」の場合
本人(15歳未満の場合は親権者)

Q & A

Q 通知はがきは誰に送付されますか？

通知はがきは本籍地の市区町村長から筆頭者(戸籍の一番初めに記載されている方)宛てに送付されます。筆頭者が除籍されている場合は配偶者、その配偶者も除籍されている場合は他の在籍者宛てに送付されます。

Q 期間内に届け出ないとどうなりますか？

令和8年5月25日までに届け出がない場合、本籍地の市区町村長によって、通知はがきに記載されている「戸籍に記載される予定の氏名のフリガナ」が戸籍に記載されます。

Q 戸籍にフリガナが記載された後にフリガナを変更したい場合はどうすればいいですか？

家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないとされています。なお、令和8年5月25日までにフリガナの届け出がなく、本籍地の市区町村長によって氏名のフリガナが記載された場合は、その後1回に限り、家庭裁判所の許可を得ることなく届け出のみで変更することが可能です。

問い合わせ

- ▶ 法務省振り仮名コールセンター TEL 0570-05-0310
- ▶ マイナポータルによるフリガナの届け出
TEL 0120-95-0178
- ▶ 住民課戸籍住民登録係(フリガナ専用窓口)
TEL 328-5144 FAX 394-3423